

■第6次大阪府障がい者計画骨子案

資料2-1

基本理念、基本原則、共通場面、各生活場面のめざすべき姿

	理念・めざすべき姿
基本理念	すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり
基本原則	(1) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現 (2) すべての人の命と尊厳の保持 (3) 障がいの有無によらない相互理解の促進 (4) 誰もが担い手となる地域づくり (5) 多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ
最重点施策	1. 本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現 2. 障がい者の就労支援の強化 3. 専門性の高い分野への支援の充実
共通する横断的視点 ※共通場面「地域を育む」と生活場面VI「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」を統合	障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、すべての人が主体となって、誰もが暮らしやすい地域を育んでいる
生活場面Ⅰ 「地域やまちで暮らす」 ※『地域』は、その人につながりのある場所、『まち』は常に関わるわけではないが生活するなかで訪れる場所(社会全体)を指す。	障がいのある人が希望する地域で、多様な暮らしを実現している
生活場面Ⅱ 「学ぶ」	障がいのある人が必要な支援により、生涯を通じて学びの機会を得ることができる
生活場面Ⅲ 「働く」	障がいのある人が多様な働き方により、希望するところで働いている
生活場面Ⅳ 「こころや体、命を大切にする」 ※現「心や体、命を大切にする」 心を『こころ』と改める。 体(精神を含めない肉体)および命(より個別的で具体的な生命)は、現行計画通りとする。	障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる
生活場面Ⅴ 「楽しむ」	障がいのある人が多くの体験を通じて希望する活動に参加し、豊かに暮らしている